那覇市公報

第１７６６号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○令和２年（2020 年）６月那覇市議会定例会の招集について（総務課）・・・・・ 999

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する告示について（納税課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 999

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）・・・・・ 1009

○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）・・・・・・・・・・・・・ 1010

○令和元年度下半期那覇市の財政状況の公表（財政課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1011

◇公　　告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1026

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）・・・・・ 1027

◇上下水道局告示◇

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1031

◇教育委員会公告◇

○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1034

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1036

◇選挙管理委員会告示◇

○ポスター掲示場の設置場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1039

○直接請求権に要する選挙権を有する者の数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1048

○投票所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

告　　示

那覇市告示第 96 号
令和２年５月 22 日
掲　　示　　済

令和２年（2020 年）６月那覇市議会定例会の招集について

令和２年（2020 年）６月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招　集　の　日　　令和２年６月１日（月）
２　招 集 の 場 所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 99 号
令和２年５月 25 日
掲　　示　　済

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する告示について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年那覇市告示第433号）の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市長　城　間　幹　子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する告示

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年那覇市告示第433号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。 次の表の第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。 ［表　別記］	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、令和2年5月25日から適用する。 次の表の第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。 ［表　別記］

備考

1　表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
5　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付　則

この告示は、令和2年5月25日から施行する。

【改正前　別記】

第１欄	第２欄	第３欄
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）

規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		［略］
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	［略］
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
		写真なし公的書類
		本人交付用税務書類
規則第3条第4項	［略］	
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合

		［略］
規則第4条第2号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード又は通知カード
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		［略］
規則第4条第2号ロ後段	［略］	
規則第4条第2号ニ	［略］	
［略］		
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	［略］
［略］		
規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		［略］
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	［略］
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード
［略］		
規則第	官公署若しくは個人番号利用事務等実	本人の個人番号カード又は通知カード

10条第3号ロ前段	施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		［略］
［略］		

【改正後　別記】

第１欄	第２欄	第３欄
規則第1条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成28年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則(昭和28年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。)
		本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)
		規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		［略］
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	［略］
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成28年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第2条第3項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)
規則第2条第4項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項

	雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等	
規則第2条第5項	［略］	
規則第2条第8項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合
		［略］
規則第3条第2号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード
		還付された個人番号カード
		［略］
規則第3条第2号ロ後段	［略］	
規則第3条第2号ニ	［略］	
［略］		
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	［略］
［略］		
規則第9条第4項	令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人とし

	される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	て個人番号を提供する者が令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		［略］
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	［略］
		還付された個人番号カード
［略］		
規則第10条第3号ロ前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		［略］
［略］		

那覇市告示第 102 号
令和２年５月 26 日
掲　　示　　済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名　　称　　仲井真ハイツ自治会

２　変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前）　氏名　金城　孝
住所

（変更後）　氏名　野原　剛
住所

那覇市告示第 113 号
令 和 ２ 年 ６ 月 １ 日
掲　　示　　済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第158条第１項及び第２項並びに那覇市会計規則第34条第２項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

徴収員氏名	住　　所	委　託　期　間
田中　君枝		自 令和２年６月１日 至 令和３年３月 31 日

那覇市告示第 118 号
令 和 2 年 6 月 15 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第１項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の２第１項の規定により、令和元年10月１日から令和２年３月31日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度下半期那覇市の財政(令和２年３月31日現在)

１　一般会計・特別会計　歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区　分		予算現額	上半期 収入済額 支出済額	下半期 収入済額 支出済額	年　間 収入済額 支出済額	年　間 収入率 執行率
（１）一般会計		163,900,115	64,072,136	75,856,989	139,929,125	85.4%
			56,780,929	79,395,969	136,176,898	83.1%
（２）特別会計		72,130,217	27,612,427	38,250,058	65,862,485	91.3%
			29,202,585	35,692,399	64,894,984	90.0%
内訳	土地区画整理事業	23,349	9,151	9,779	18,930	81.1%
			1,546	11,624	13,170	56.4%
	国民健康保険事業	38,469,753	14,521,188	19,580,026	34,101,214	88.6%
			16,798,021	18,564,746	35,362,767	91.9%
	市街地再開発事業	2,223,347	129,777	993,338	1,123,115	50.5%
			223,816	911,531	1,135,347	51.1%
	介護保険事業	27,416,846	11,394,545	15,293,837	26,688,382	97.3%
			10,776,653	14,088,723	24,865,376	90.7%
	後期高齢者医療	3,507,245	1,276,634	2,176,506	3,453,140	98.5%
			1,204,388	1,907,744	3,112,132	88.7%
	病院事業債管理	348,449	174,224	174,224	348,448	100.0%
			174,224	174,224	348,448	100.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	141,228	106,908	22,348	129,256	91.5%
			23,937	33,807	57,744	40.9%
合　計　（１）＋（２）		236,030,332	91,684,563	114,107,047	205,791,610	87.2%
			85,983,514	115,088,368	201,071,882	85.2%

2　一般会計歳入及び歳出の状況

歳　入　　（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	49,995,995	28,421,040	20,717,564	49,138,604	98.3%
地方譲与税	745,344	263,646	491,677	755,323	101.3%
地方交付税	9,880,783	6,493,329	3,402,757	9,896,086	100.2%
分担金及び負担金	1,137,061	705,517	398,757	1,104,274	97.1%
使用料及び手数料	3,371,882	1,675,726	1,613,759	3,289,485	97.6%
国庫支出金	45,350,823	14,916,496	25,591,316	40,507,812	89.3%
県支出金	19,193,816	1,153,446	12,084,273	13,237,719	69.0%
繰入金	3,732,439	0	3,730,654	3,730,654	100.0%
繰越金	5,868,106	5,868,107	0	5,868,107	100.0%
諸収入	1,519,836	584,629	839,199	1,423,828	93.7%
市債	12,721,200	0	2,513,400	2,513,400	19.8%
その他	10,382,830	3,990,200	4,473,633	8,463,833	81.5%
合　　計	163,900,115	64,072,136	75,856,989	139,929,125	85.4%

歳　出　　（単位：千円）

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	765,065	388,740	363,648	752,388	98.3%
総務費	21,060,545	3,399,224	10,715,359	14,114,583	67.0%
民生費	82,475,214	32,305,122	42,218,128	74,523,250	90.4%
衛生費	8,540,682	3,184,203	4,515,475	7,699,677	90.2%
労働費	29,606	13,005	15,860	28,865	97.5%
農林水産業費	538,088	38,708	371,159	409,867	76.2%
商工費	2,924,571	776,104	1,353,127	2,129,231	72.8%
土木費	16,783,798	3,333,363	6,420,648	9,754,011	58.1%
消防費	3,162,171	1,230,692	1,491,881	2,722,573	86.1%
教育費	16,093,039	6,362,821	6,211,285	12,574,106	78.1%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	11,474,930	5,748,947	5,719,400	11,468,347	99.9%
その他	52,402	0	0	0	0.0%
合　　計	163,900,115	56,780,929	79,395,970	136,176,898	83.1%

3　市の財産

①土地（道路、公園など）　3,065,912㎡

②建物（学校、図書館など）　1,145,970㎡

③基金（特定の目的のための資金の積立など）　21,020,694千円

④有価証券（株券）　657,104千円

4　一時借入金の現在額

0千円

5　市債残高（一般会計・特別会計）

（単位：千円）

借　入　先	一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	市街地再開発事業特別会計	合計
財政融資資金	67,215,937		3,050,566	70,266,503
簡易生命保険資金	4,544,257			4,544,257
郵便貯金資金	166,937			166,937
地方公共団体金融機構	29,346,416			29,346,416
国の予算貸付等	252,867	421,497	100,687	775,051
市中銀行	11,942,814		182,121	12,124,935
その他の金融機関	2,067,618		90,580	2,158,198
共済等	2,105,301		63,500	2,168,801
その他	94,342			94,342
合　　計	117,736,489	421,497	3,487,454	121,645,440

※その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6　市民１人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和２年３月31日現在人口　　321,183人　（外国人登録人口を含む）

市民１人当たり行政経費　　510,301円

市民１人当たり市税負担額　　155,662円

（単位：円）

１人当たり行政経費	510,301
議会費	2,382
総務費	65,572
民生費	256,786
衛生費	26,591
労働費	92
農林水産業費	1,675
商工費	9,106
土木費	52,256
消防費	9,845
教育費	50,106
災害復旧費	0
公債費	35,727
その他	163

7　令和元年度予算総括表

（単位：千円）

会　計　別		令和元年度当初予算	平成30年度当初予算	増減額	令和元年度対前年度増減率	平成30年度対前年度増減率
一般会計		146,814,000	147,571,000	△ 757,000	△ 0.5%	3.0%
特別会計		71,653,925	69,931,470	1,722,455	2.5%	△ 13.9%
内訳	土地区画整理事業	17,661	22,648	△ 4,987	△ 22.0%	△ 36.1%
	国民健康保険事業	39,043,660	38,397,202	646,458	1.7%	△ 22.1%
	市街地再開発事業	1,499,992	1,404,536	95,456	6.8%	△ 47.2%
	介護保険事業	27,168,227	26,213,637	954,590	3.6%	3.0%
	後期高齢者医療	3,397,091	3,379,230	17,861	0.5%	6.8%
	病院事業債管理	349,001	386,352	△ 37,351	△ 9.7%	△ 8.3%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	178,293	127,865	50,428	39.4%	△ 39.5%
合　計		218,467,925	217,502,470	965,455	0.4%	△ 3.1%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1　事業の概要

主要統計

令和2年3月31日現在

項　目	単位	実　績
給水人口	人	317,060
給水戸数	戸	166,512
給水栓数	栓	115,860
総配水量	㎥	38,524,399
一日平均配水量	㎥	105,258
一日最大配水量	㎥	114,304
有収水量	㎥	37,235,984
有収率	%	96.66

水道料金調定・収納状況　　令和2年3月31日現在　（税込）

予算額（円）	調定額（円）	収入額（円）	不納欠損額（円）	未収額（円）	収入率（%）
7,486,906,000	7,453,131,283	6,224,461,648	0	1,228,669,635	83.51%

２　計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収　入

(単位：円)

区分			予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		水道事業収益	8,492,043,000	3,974,996,878	46.81%	4,468,841,820	52.62%	8,443,838,698	99.43%	
	第1項	営業収益	7,764,521,000	3,695,309,877	47.59%	4,035,801,507	51.98%	7,731,111,384	99.57%	
	第2項	営業外収益	544,515,000	279,632,010	51.35%	249,811,978	45.88%	529,443,988	97.23%	
	第3項	特別利益	183,007,000	54,991	0.03%	183,228,335	100.12%	183,283,326	100.15%	

支　出

(単位：円)

区分			予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		水道事業費用	7,629,951,000	3,315,838,063	43.46%	4,118,016,835	53.97%	7,433,854,898	97.43%	
	第1項	営業費用	7,254,550,000	3,289,014,017	45.34%	3,786,942,244	52.20%	7,075,956,261	97.54%	
	第2項	営業外費用	184,500,000	26,708,638	14.48%	147,853,104	80.13%	174,561,742	94.61%	
	第3項	特別損失	184,407,000	115,408	0.06%	183,221,487	99.36%	183,336,895	99.42%	
	第4項	予備費	6,494,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区分			予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的収入	383,358,000	20,700,000	5.40%	298,775,000	77.94%	319,475,000	83.34%	
	第1項	補助金	335,000,000	0	0.00%	276,046,000	82.40%	276,046,000	82.40%	
	第2項	他会計負担金	13,870,000	0	0.00%	9,299,000	67.04%	9,299,000	67.04%	
	第3項	その他資本的収入	34,488,000	20,700,000	60.02%	13,430,000	38.94%	34,130,000	98.96%	

支 出

(単位：円)

区分			予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的支出	2,044,301,080	1,083,021,446	52.98%	422,959,984	20.69%	1,505,981,430	73.67%	
	第1項	建設改良費	1,565,398,080	955,523,725	61.04%	76,556,138	4.89%	1,032,079,863	65.93%	
	第2項	企業債償還金	257,159,000	127,497,721	49.58%	129,661,255	50.42%	257,158,976	100.00%	
	第3項	投資	200,000,000	0	0.00%	200,000,000	100.00%	200,000,000	100.00%	
	第4項	その他資本的支出	16,744,000	0	0.00%	16,742,591	100.00%	16,742,591	100.00%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和元年度損益計算書

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：円）

	（上半期）	（下半期）	（年間計）		
1　営業収益					
(1)　給水収益	3,298,927,758	3,556,007,169	6,854,934,927		
(2)　その他営業収益	124,179,968	133,475,413	257,655,381	7,112,590,308	
2　営業費用					
(1)　配水費	1,789,650,858	2,541,734,598	4,331,385,456		
(2)　給水費	101,391,890	177,578,842	278,970,732		
(3)　漏水防止費	13,354,648	36,174,821	49,529,469		
(4)　業務費	134,760,180	197,494,905	332,255,085		
(5)　総係費	122,216,260	313,257,331	435,473,591		
(6)　減価償却費	569,975,500	549,982,271	1,119,957,771		
(7)　資産減耗費	112,499,973	−4,579,178	107,920,795	6,655,492,899	
営業利益					457,097,409
3　営業外収益					
(1)　受取利息	7,764,906	9,452,681	17,217,587		
(2)　他会計負担金	2,509,000	5,288,000	7,797,000		
(3)　補償金	0	2,387,100	2,387,100		
(4)　長期前受金戻入	225,929,000	188,402,059	414,331,059		
(5)　土地物件収益	35,417,475	34,908,437	70,325,912		
(6)　雑収益	5,337,699	7,156,506	11,827,266	523,885,924	
4　営業外費用					
(1)　支払利息	26,708,638	24,545,104	51,253,742		
(2)　雑支出	0	718,179	718,179	51,971,921	471,914,003
経常利益					929,011,412
5　特別利益					
(1)　過年度損益修正益	50,923	29,139	80,062		
(2)　その他特別利益	0	183,196,876	183,196,876	183,276,938	
6　特別損失					
(1)　過年度損益修正損	106,868	198,960	305,828		
(2)　その他特別損失	0	183,006,631	183,006,631	183,312,459	△ 35,521
当年度純利益					928,975,891
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					916,013,707
当年度未処分利益剰余金					1,844,989,598

令和元年度貸借対照表

（令和2年3月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

1　固　定　資　産				
(1)　有形固定資産				
イ　土　地		1,084,480,564		
ロ　建　物	2,173,937,219			
減価償却累計額	△ 1,124,218,167	1,049,719,052		
ハ　構　築　物	41,580,226,002			
減価償却累計額	△ 20,754,444,451	20,825,781,551		
ニ　機械及び装置	2,415,486,222			
減価償却累計額	△ 1,265,962,328	1,149,523,894		
ホ　車両運搬具	38,763,599			
減価償却累計額	△ 29,262,817	9,500,782		
ヘ　工具、器具及び備品	459,147,408			
減価償却累計額	△ 331,826,341	127,321,067		
ト　建設仮勘定		227,368,374		
有形固定資産合計			24,473,695,284	
(2)　無形固定資産				
イ　電話加入権		913,300		
ロ　ソフトウェア		1,688,000		
無形固定資産合計			2,601,300	
(3)　投　資				
イ　投資有価証券		1,197,184,000		
ロ　その他投資		2,405,000		
投資合計			1,199,589,000	
固定資産合計				25,675,885,584
2　流　動　資　産				
(1)　現金預金			12,004,046,481	
(2)　未　収　金		1,299,797,614		
貸倒引当金		△ 11,478,521	1,288,319,093	
(3)　貯　蔵　品			66,791,430	
(4)　前　払　金			75,046,754	
流動資産合計				13,434,203,758
資　産　合　計				39,110,089,342

負　債　の　部

3　固定負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,289,688,595		
企業債合計		1,289,688,595	
(2)　引当金			
イ　退職給付引当金	694,030,251		
ロ　修繕引当金	759,370,000		
引当金合計		1,453,400,251	
固定負債合計			2,743,088,846
4　流動負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	265,979,531		
企業債合計		265,979,531	
(2)　未払金		739,071,166	
(3)　預り金		237,297,732	
(4)　引当金			
イ　賞与等引当金	61,161,923		
引当金合計		61,161,923	
流動負債合計			1,303,510,352
5　繰延収益			
(1)　長期前受金			
イ　受贈財産評価額	327,264,212		
収益化累計額	△ 157,232,010	170,032,202	
ロ　寄附金	70,000,000		
収益化累計額	△16,379,998	53,620,002	
ハ　工事負担金	1,794,856,955		
収益化累計額	△ 927,504,372	867,352,583	
ニ　国庫（県）補助金	14,496,400,838		
収益化累計額	△6,941,131,551	7,555,269,287	
ホ　他会計負担金	84,427,335		
収益化累計額	△ 10,662,927	73,764,408	
ヘ　補償金	256,974,286		
収益化累計額	△90,642,738	166,331,548	
繰延収益合計			8,886,370,030
負債合計			12,932,969,228

資　本　の　部

6　資　本　金			15,365,437,341
7　剰　余　金			
(1)　資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	321,419,706		
ロ　国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2)　利益剰余金			
イ　減債積立金	1,555,668,126		
ロ　建設改良積立金	5,105,134,298		
ハ　当年度未処分利益剰余金	1,844,989,598		
利益剰余金合計		8,505,792,022	
剰余金合計			10,811,682,773
資本合計			26,177,120,114
負債資本合計			39,110,089,342

3　企業債及び一時借入金の残高

企業債　　単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	1,208,074,007	0	157,756,203	1,050,317,804
地方公共団体金融機構	604,753,095	0	99,402,773	505,350,322
計	1,812,827,102	0	257,158,976	1,555,668,126

一時借入金　　なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

１　事業の概要

主要統計

令和2年3月31日現在

項　　目	単位	実　　績
使用戸数	戸	157,200
検針栓数	栓	100,258
総排水量	m3	35,889,768
有収水量	m3	35,889,579
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況　　令和2年3月31日現在　（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
3,732,170,000	3,750,619,262	3,057,318,359	0	693,300,903	81.52

２　計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収　入

（単位：円）

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		下水道事業収益	5,710,410,000	2,139,342,771	37.46%	3,555,095,842	62.26%	5,694,438,613	99.72%	
	第１項	営業収益	4,290,706,000	2,028,509,966	47.28%	2,249,446,746	52.42%	4,277,956,712	99.70%	
	第２項	営業外収益	1,225,191,000	108,759,318	8.88%	1,113,094,707	90.85%	1,221,854,025	99.73%	
	第３項	特別利益	194,513,000	2,073,487	1.07%	192,554,389	98.99%	194,627,876	100.06%	

支　出

（単位：円）

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		下水道事業費用	5,282,160,000	1,058,235,127	20.05%	4,121,958,888	78.04%	5,181,194,015	98.08%	
	第１項	営業費用	4,753,444,000	929,982,014	19.56%	3,759,817,024	79.10%	4,689,799,038	98.66%	
	第２項	営業外費用	323,634,000	128,050,272	39.88%	178,856,180	55.26%	307,906,452	95.14%	
	第３項	特別損失	185,082,000	202,841	0.11%	183,285,684	99.03%	183,488,525	99.14%	
	第４項	予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収 入

（単位：円）

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的収入	2,289,433,351	117,117,715	5.12%	1,184,096,631	51.72%	1,301,214,346	56.84%	
	第１項	企業債	1,039,900,000	0	0.00%	632,400,000	60.81%	632,400,000	60.81%	
	第２項	補助金	917,724,351	0	0.00%	343,702,225	37.45%	343,702,225	37.45%	
	第３項	他会計負担金	329,898,000	116,048,415	35.18%	206,932,006	62.72%	322,980,421	97.90%	
	第４項	その他資本的収入	1,913,000	1,069,300	55.90%	1,062,400	55.53%	2,131,700	111.43%	

支 出

（単位：円）

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第１款		資本的支出	3,326,818,655	850,664,040	25.57%	1,399,359,449	42.06%	2,250,023,489	67.63%	
	第１項	建設改良費	2,334,823,655	361,420,930	15.48%	902,008,072	38.63%	1,263,429,002	54.11%	
	第２項	企業債償還金	984,469,000	489,243,110	49.70%	495,225,377	50.30%	984,468,487	100.00%	
	第３項	投資	2,526,000	0	0.00%	2,126,000	84.16%	2,126,000	84.16%	
	第４項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

令和元年度損益計算書

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：円）

1	営　業　収　益	（上半期）	（下半期）			
(1)	下水道使用料	1,667,540,419	1,782,145,426	3,449,685,845		
(2)	雨水処理負担金	188,955,528	257,216,239	446,171,767		
(3)	再生水売却収益	32,804,541	33,016,855	65,821,396		
(4)	その他営業収益	3,848,400	5,699,700	9,548,100	3,971,227,108	
2	営　業　費　用					
(1)	管渠費	64,526,308	298,867,969	363,394,277		
(2)	ポンプ場費	12,637,675	21,578,503	34,216,178		
(3)	雨水処理費	26,014,541	88,643,615	114,658,156		
(4)	排水設備費	23,674,998	39,027,741	62,702,739		
(5)	業務費	662,804,319	1,262,239,002	1,925,043,321		
(6)	総係費	83,502,232	123,880,160	207,382,392		
(7)	減価償却費	899,260,000	874,821,105	1,774,081,105		
(8)	資産減耗費	0	3,570,794	3,570,794	4,485,048,962	
	営業損失					513,821,854
3	営 業 外 収 益					
(1)	受取利息	4,715	2,198,654	2,203,369		
(2)	他会計負担金	105,302,057	160,648,923	265,950,980		
(3)	補償金	0	0	0		
(4)	補助金	0	39,617,240	39,617,240		
(5)	長期前受金戻入	461,260,000	448,214,374	909,474,374		
(6)	土地物件収益	3,219,432	588,000	3,807,432		
(7)	雑収益	233,112	675,482	908,594	1,221,961,989	
4	営 業 外 費 用					
(1)	支払利息	129,050,272	123,086,178	252,136,450		
(2)	雑支出	0	11,087,724	11,087,724	263,224,174	958,737,815
	経常利益					444,915,961
5	特　別　利　益					
(1)	過年度損益修正益	1,919,900	214,817	2,134,717		
(2)	その他特別利益	0	192,303,887	192,303,887	194,438,604	
6	特　別　損　失					
(1)	過年度損益修正損	187,818	264,883	452,701		
(2)	その他特別損失	0	183,006,631	183,006,631	183,459,332	10,979,272
	当年度純利益					455,895,233
	前年度繰越利益剰余金					0
	その他未処分利益剰余金変動額					490,236,001
	当年度未処分利益剰余金					946,131,234

令和元年度貸借対照表

（令和2年3月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

1	固定資産				
(1)	有形固定資産				
イ	土地		1,861,640,452		
ロ	建物	176,150,594			
	減価償却累計額	△ 76,465,674	99,684,920		
ハ	構築物	66,640,909,118			
	減価償却累計額	△ 25,671,043,616	40,969,865,502		
ニ	機械及び装置	858,270,865			
	減価償却累計額	△ 482,378,289	375,892,576		
ホ	車両運搬具	6,584,431			
	減価償却累計額	△2,741,029	3,843,402		
ヘ	工具、器具及び備品	43,346,597			
	減価償却累計額	△ 29,978,994	13,367,603		
ト	建設仮勘定		243,810,515		
	有形固定資産合計			43,568,104,970	
(2)	無形固定資産				
イ	地上権		1,158,720		
ロ	施設利用権		4,652,122,957		
	無形固定資産合計			4,653,281,677	
(3)	投資				
イ	長期貸付金	3,777,800			
	貸倒引当金	△ 87,750	3,690,050		
ロ	その他投資		4,147,000		
	投資合計			7,837,050	
	固定資産合計				48,229,223,697
2	流動資産				
(1)	現金預金			4,015,746,854	
(2)	未収金		1,049,593,885		
	貸倒引当金		△ 3,909,035	1,045,684,850	
(3)	前払金			48,370,277	
	流動資産合計				5,109,801,981
	資産合計				53,339,025,678

負　債　の　部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,282,899,184		
	企業債合計		12,282,899,184	
(2)	引当金			
	イ　退職給付引当金	456,742,756		
	引当金合計		456,742,756	
	固定負債合計			12,739,641,940
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	956,279,959		
	企業債合計		956,279,959	
(2)	未払金		654,156,579	
(3)	預り金		3,401,145	
(4)	引当金			
	イ　賞与等引当金	37,336,316		
	引当金合計		37,336,316	
	流動負債合計			1,651,173,999
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	イ　受贈財産評価額	1,130,145,889		
	収益化累計額	△ 112,678,387	1,017,467,502	
	ロ　国庫（県）補助金	38,065,803,534		
	収益化累計額	△ 17,797,341,048	20,268,462,486	
	ハ　他会計負担金	2,556,619,211		
	収益化累計額	△ 575,945,030	1,980,674,181	
	ニ　補償金	135,058,335		
	収益化累計額	△ 8,438,330	126,620,005	
	繰延収益合計			23,393,224,174
	負債合計			37,784,040,113

資　本　の　部

6	資本金			14,078,807,967
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ　受贈財産評価額	202,181,067		
	ロ　国庫（県）補助金	309,527,051		
	ハ　他会計負担金	18,338,246		
	資本剰余金合計		530,046,364	
(2)	利益剰余金			
	イ　当年度未処分利益剰余金	946,131,234		
	利益剰余金合計		946,131,234	
	剰余金合計			1,476,177,598
	資本合計			15,554,985,565
	負債資本合計			53,339,025,678

3　企業債及び一時借入金の残高

企業債　　単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	3,552,679,023	0	313,379,571	3,239,299,452	
地方公共団体金融機構	7,851,215,265	632,400,000	397,922,876	8,085,692,389	
郵貯・簡保管理機構	1,867,848,836	0	190,957,602	1,676,891,234	
琉球銀行	276,070,000	0	65,270,000	210,800,000	
計	13,547,813,124	632,400,000	967,530,049	13,212,683,075	

そ　の　他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	43,434,506	0	16,938,438	26,496,068	

一時借入金　　なし

公　　告

那覇市公告第 82 号
令和２年６月３日
掲　　示　　済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

1　開発許可年月日、許可番号及び指令番号
　令和２年４月 23 日　第H30-06-01 号　那覇市指令ま建指第 593 号
2　開発区域に含まれる地域の名称
　那覇市首里石嶺町四丁目 335 番８
3　公共施設
　なし
4　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　那覇市首里石嶺町一丁目 53 番地２
　社会福祉法人　報徳福祉会　理事長　立津 源徳
5　検査済証番号
　令和２年５月 29 日　那ま建指第 69 号
6　工事完了年月日
　令和２年５月 15 日

那覇市公告第 84 号
令和２年６月３日
掲　　示　　済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条第４項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第８条の２第２項で準用する同規則第２条第２項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年3月24日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ちゃーがんじゅう課	目的外利用部課又は提供先	健康増進課
業務の名称	がん検診等受診券発送業務		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	■令和２年４月２日　　□随　時(　　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	要介護４・５に該当する住登者データ (個人コード・氏名・生年月日・住所)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (　審議会承認類型事項１　　) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	がん検診等受診券は年齢等の要件を満たす全市民に一斉に自動発送しているが、受診対象者のうち重度の要介護者については、受診することが困難と思われ、送付されることを希望しない親族からの問い合わせもあることから、自動発送の対象から除外する。 なお、添付資料のがん検診事業の評価に関する委員会による「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」p34、「別添５市町村事業におけるがん検診の対象者の計算方法について」では、要介護4・5の認定者をがん検診対象者から除外している。		
届出担当部課	健康部健康増進課　　電話　853-7961		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和２年４月２３日

那覇市長　宛

那覇市長　　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部地域保健課	目的外利用部課又は提供先	健康部特定健診課
業務の名称	特定健診の受診対象者決定		
利用の区分	■目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	□　年　月　日　　■随　時(令和元年4月以降　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤申請年月日		
目的外利用又は提供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第　5　号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第　号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる妊産婦を特定するため。 (根拠法令 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第１条第１項 ・厚生労働省告示第二百二十三号)		
届出担当部課	健康部特定健診課　　電話862-0564		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年　5月　22日

那覇市長　宛

那覇市長　　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部資産税課	目的外利用部課又は提供先	まちなみ共創部 建築指導課
業務の名称	特定建築物の定期報告の台帳整備について アスベスト調査台帳の整備について		
利用の区分	☑目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☑　令和2年　5月　19日　　□随　時(　　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	建築物の物件所有者（氏名、住所、郵便番号)、 物件管理者（氏名、住所、郵便番号)、物件名称、 物件所在地、築造年、用途、床面積、階数、構造		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☑那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1　　) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第　号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	「建築基準法第12条に基づく特定建築物の定期報告」の通知をするために、建築物の台帳整備を行う必要があるため 「民間建築物における今後のアスベスト対策について（国住指810号）の関連により、吹き付けアスベスト等の使用実態を把握するために那覇市内の建築物の所有者を把握する必要があるため。		
届出担当部課	まちなみ共創部　建築指導課　　電話098-951-3244		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第９号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

下水道法第９条第１項及び同条第２項の規定に基づき第74次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。
その関係図面は令和2年6月１日から15日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
　令和２年６月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
　首里石嶺町二丁目地内の一部

３　供用を開始する排水施設の位置（汚水）
　前項に示す区域（別紙図示）

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
　分流式

５　当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
　那覇市西３丁目10番１号　那覇浄化センター

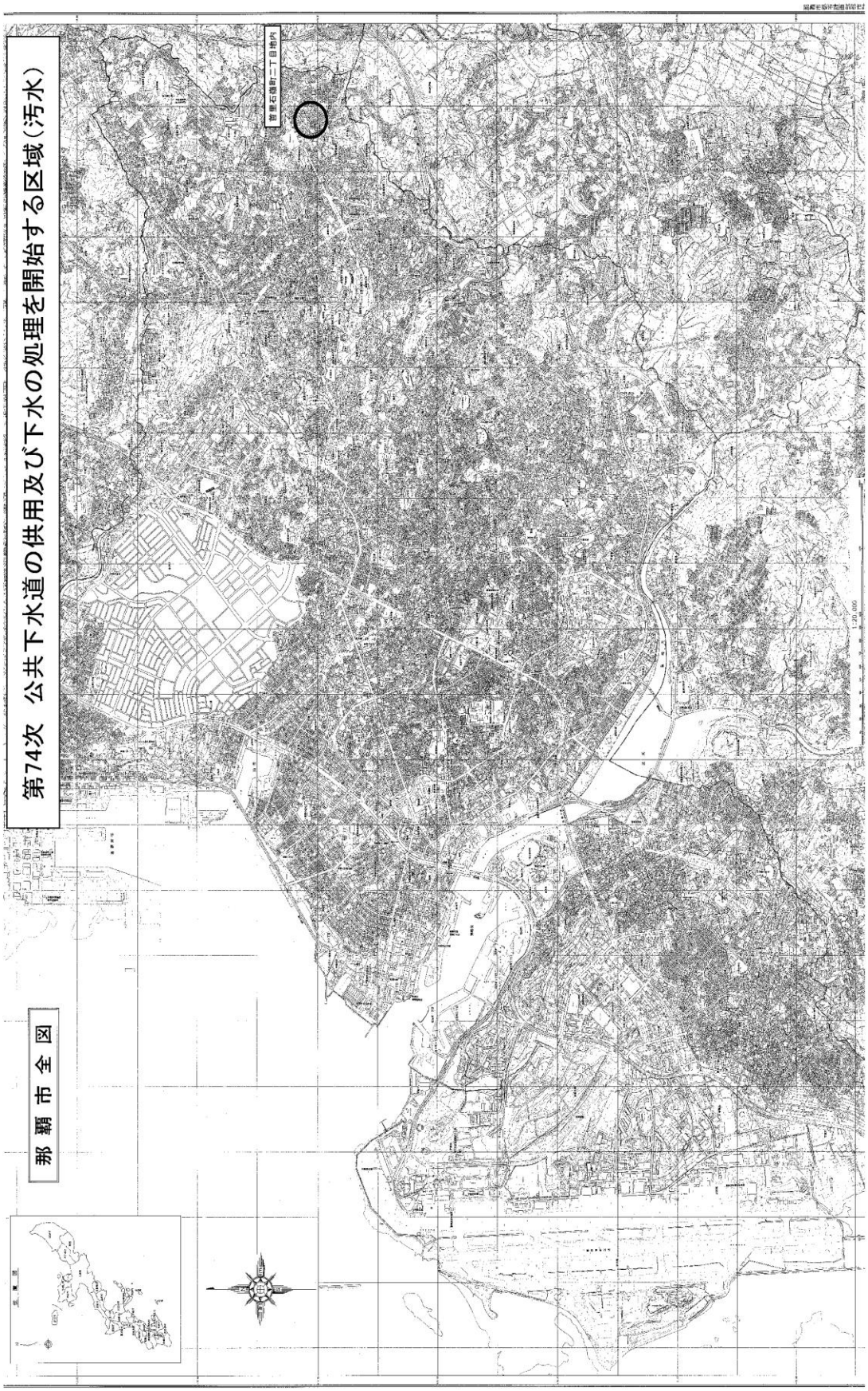
第74次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
那覇市全図
首里石嶺町一丁目地内
1:20,000

第74次　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
首里石嶺町二丁目地内

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第６号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第 19 条の規定により、令和３年４月から那覇市繁多川公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市教育委員会
教育長　田端一正

１　名称及び位置
那覇市繁多川公民館　　那覇市繁多川４丁目１番38号

２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

３　指定予定期間
令和３年４月１日から令和８年３月31日まで（５年間）

４　応募に関する事項
(1) 応募資格
指定期間中、那覇市繁多川公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。
①団体が単独で応募する場合
ア　本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
②共同企業体で応募する場合
ア　代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
イ　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
ウ　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

（２）欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

①市税等の滞納をしている法人等。

②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。

③過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。

④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。

⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。

⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。

⑦那覇市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

５　申請の方法

（１）　那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

（２）　募集要項等の配布

配布期間：令和２年６月１日(月)から令和２年８月３日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課
（那覇市役所　本庁舎10階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

（３）　指定申請書の提出方法　持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課

６　申請を受付する期間

（１）　受付期間：令和２年６月１日(月)から令和２年８月３日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

（２）　受付時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

７　説明会及び施設見学会の開催

那覇市繁多川公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

（１）　日　　時：令和２年６月11日(木)午前11時から

（２）　場　　所：那覇市繁多川公民館　研修室１
　　那覇市繁多川４丁目１番38号

（３）　申込受付：６月８日（月）午後３時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ那覇市繁多川公民館説明会及び施設見学会参加申込書(様式７)をメール、またはＦＡＸで提出してください。なお、参加人数は１団体３名までとします。

８　問い合わせ先

那覇市教育委員会　生涯学習部　生涯学習課
住所　　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話　　098-917-3502
FAX　　098-917-3521
E-mail　e-s-sya001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市教育委員会公告第７号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、令和３年４月から那覇市若狭公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市教育委員会
教育長　田端一正

１　名称及び位置
那覇市若狭公民館　　那覇市若狭２丁目12番１号

２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

３　指定予定期間
令和３年４月１日から令和８年３月31日まで（５年間）

４　応募に関する事項
（１）応募資格
指定期間中、那覇市若狭公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。
①団体が単独で応募する場合
ア　本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
②共同企業体で応募する場合
ア　代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
イ　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
ウ　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

（２）欠格事項
次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。
①市税等の滞納をしている法人等。
②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
③過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
⑦那覇市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

５　申請の方法

（１）　那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

（２）　募集要項等の配布

配布期間：令和２年６月１日(月)から令和２年８月３日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課
（那覇市役所　本庁舎10階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

（３）　指定申請書の提出方法　持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課

６　申請を受付する期間

（１）　受付期間：令和２年６月１日(月)から令和２年８月３日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

（２）　受付時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

７　説明会及び施設見学会の開催

那覇市若狭公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

（１）　日　　時：令和２年６月10日(水)午前11時から

（２）　場　　所：那覇市若狭公民館　研修室1
那覇市若狭２丁目12番１号

（３）　申込受付：６月８日（月）午後３時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ那覇市若狭公民館説明会及び施設見学会参加申込書（様式７）をメール、またはＦＡＸで提出してください。なお、参加人数は１団体３名までとします。

８　問い合わせ先

那覇市教育委員会　生涯学習部　生涯学習課
住所　　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話　　098-917-3502
FAX　　098-917-3521
E-mail　e-s-sya001@neo.city.naha.okinawa.jp

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第６号
令　和　２　年　５　月　２８　日
掲　　示　　済

ポスター掲示場の設置場所について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第４項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポオアシス側ガードレール
1	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ
1	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	石嶺児童園フェンス
1	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
1	1-5	那覇市首里石嶺町4-241-1	石嶺ちびっこ公園柵
1	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺市営住宅1棟前フェンス
1	1-7	那覇市首里石嶺町4-97-5	もりやま小児科隣　転落防止柵
1	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール
2	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺保育園側植込み
2	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺市営住宅A4棟転落防止柵
2	2-3	那覇市首里石嶺町2-59-6	メゾン幸向い　ガードパイプ
2	2-4	那覇市首里石嶺町2-191-8	神谷アパート前歩道フェンス
2	2-5	那覇市首里鳥堀町4-107-30	鳥小堀公園内
2	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いフェンス
2	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
2	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
3	3-1	那覇市首里儀保町4-2-10	昭和橋転落防止柵
3	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前柵(フェンス)
3	3-3	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
3	3-4	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス
3	3-5	那覇市首里石嶺町3-178	首里東高校サブグランド沿いフェンス
3	3-6	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
3	3-7	那覇市首里平良町1-37	宮城宅前植栽歩道向き
3	3-8	那覇市首里平良町2-51	飯島礼子バレエスクール側の歩道斜め向かい
4	4-1	那覇市首里大名町3-80	サンエー大名店駐車場前ガードパイプ
4	4-2	那覇市首里平良町1-92	吉川宅付近転落防止柵
4	4-3	那覇市首里大名町3-35	大名団地11棟前柵
4	4-4	那覇市首里大名町3-58	宮城共同住宅そばガードパイプ
4	4-5	那覇市首里大名町2-75	大名児童館駐車場前ガードレール
4	4-6	那覇市首里大名町2-83	冨名腰宅前ガードパイプ
4	4-7	那覇市首里大名町3-99	石嶺マンション向い転落防止柵
5	5-1	那覇市首里鳥堀町1-20-4	琉球銀行首里支店前植栽車道向き
5	5-2	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
5	5-3	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
5	5-4	那覇市首里赤平町2-17	大山宅道向いフェンス
5	5-5	那覇市首里汀良町1-36	上地家横(転落防止柵)
5	5-6	那覇市首里当蔵町2-8-2	首里公民館前横フェンス
5	5-7	那覇市首里赤平町1-1	赤平町自治会公園(らくだ公園)柵
6	6-1	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
6	6-2	那覇市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
6	6-3	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
6	6-4	那覇市首里赤田町2-57	名城宅前ガードレール(車道向け)
6	6-5	那覇市首里崎山町4-53-19	沖縄自動車道入口横フェンス
6	6-6	那覇市首里鳥堀町3丁目67-21	プラスデンタルクリニック隣　転落防止柵(歩道向け)
6	6-7	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス
7	7-1	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
7	7-2	那覇市首里儀保町2-8	小山アパート向い橋の欄干
7	7-3	那覇市首里真和志町1-5	城西小学校正門入口横フェンス

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
7	7-4	那覇市首里首里当蔵町1-4	県立芸大付属図書館芸術資料館前植込み
7	7-5	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵
7	7-6	那覇市首里金城町3-68	(有)シュリデンキ向いのフェンス
7	7-7	那覇市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス
8	8-1	那覇市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール
8	8-2	那覇市首里寒川町1-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス
8	8-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
8	8-4	那覇市首里山川町1-63	山川バス停留所向かいガードフェンス
8	8-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
8	8-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
8	8-7	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール
9	9-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院看護師宿舎フェンス
9	9-2	那覇市松島2-1-12	松島保育園付近ガードパイプ
9	9-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
9	9-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
9	9-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
9	9-6	那覇市古島2-23-7	翁長宅向い大神公園の柵
9	9-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
9	9-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
10	10-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
10	10-2	那覇市首里末吉町1-195	旧シルバー人材センター隣ガードフェンス
10	10-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(道路側)
10	10-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスペランザ向い)
10	10-5	那覇市首里末吉町4-7-3	末吉橋左側フェンス手前
10	10-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
10	10-7	那覇市首里末吉町2丁目14	末吉老人福祉センター
11	11-1	那覇市字真嘉比	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
11	11-2	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス
11	11-3	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール
11	11-4	那覇市字真嘉比1-17-1	真嘉比小学校正門バス停後ろのフェンス
11	11-5	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミーヤ向いガードレール
11	11-6	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンパレス向かいガードレール
11	11-7	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地(ユニオン駐車場向い)
12	12-1	那覇市字安里154	ファミールYS前ガードパイプ
12	12-2	那覇市字安里121	一方通行植栽横ガードパイプ
12	12-3	那覇市字安里111-1	タマキパーキング前ガードパイプ
12	12-4	那覇市字安里167	県道251号線上バイパス歩道
12	12-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
12	12-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
12	12-7	那覇市字安里16-2	儀間アパート近く駐車場前ガードパイプ
13	13-1	那覇市字松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
13	13-2	那覇市字松川445-2	喜納マンション前ガードフェンス
13	13-3	那覇市松川3-12-21	松城マンション隣の駐車場前ガードパイプ
13	13-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
13	13-5	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
13	13-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
13	13-7	那覇市繁多川3-10-1	金城宅横のガードレール(松城中校門前)
13	13-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
14	14-1	那覇市松川2-14-5	比嘉宅前の転落防止柵
14	14-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
14	14-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
14	14-4	那覇市三原2-1-46	幸ビル前ガードパイプ
14	14-5	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止柵
14	14-6	那覇市三原2-21-11	松川公園内柵(公園内側より車道側向)
14	14-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ
14	14-8	那覇市松川2-8-25	シティヒルー原側指帰橋の欄干
15	15-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
15	15-2	那覇市字大道164	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
15	15-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干
15	15-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ
15	15-5	那覇市三原1-26-1	海銀三原支店前植栽
15	15-6	那覇市字安里387-1	そば処ゆうなみ道向かい駐車場柵(歩道側)
15	15-7	那覇市字松川367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
15	15-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
16	16-1	那覇市繁多川4-19	公園内のガードパイプ
16	16-2	那覇市繁多川4丁目9-64	むつみ荘前のガードパイプ
16	16-3	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
16	16-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畑前のガードフェンス
16	16-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向いガードレール
16	16-6	那覇市真地173-12	真和志高校前バス停ガードパイプ(車道向き)
16	16-7	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ(バス停後ろ側)
16	16-8	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ
17	17-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス(嘉数宅向い)
17	17-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
17	17-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)
17	17-4	那覇市識名3-17-18	ライオン歯科クリニック前のガードパイプ
17	17-5	那覇市識名3-1-43	若夏マンション前ガードパイプ
17	17-6	那覇市識名2-5-5	識名児童館の駐車場横
17	17-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
17	17-8	那覇市識名1-663	大石公園内のガードパイプ
18	18-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール
18	18-2	那覇市長田2-14	長田西公園内
18	18-3	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村宅向い)
18	18-4	那覇市長田2-33-44	新垣宅向い長田南公園道側の柵
18	18-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビルⅠ向いガードレール
18	18-6	那覇市長田2-25-2	大城宅前ガードレール
18	18-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)
18	18-8	那覇市長田2-1-20	丸信アパート前ガードパイプ
19	19-1	那覇市字国場405	嘉数女子学園前ガードパイプ
19	19-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
19	19-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前フェンス
19	19-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
19	19-5	那覇市字仲井真133	シュー・ﾌﾟﾗｻﾞ那覇国場十字路店横歩道の後方柵
19	19-6	那覇市字仲井真257-2	コーポ城間前国道の歩道側フェンス
19	19-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
19	19-8	那覇市字国場251-5	公園 トイレ前ガードパイプ

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
20	20-1	那覇市字識名1253-1	公園内
20	20-2	那覇市字上間219-1	コーポ大城ななめ前ガードパイプ
20	20-3	那覇市字上間219-1	コーポ大城ななめ前ガードパイプ
20	20-4	那覇市字識名1102-3	公園
20	20-5	那覇市字真地313	真地小学校フェンス
20	20-6	那覇市字真地173-12	真和志高校前バス停ガードパイプ(歩道向き)
20	20-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
21	21-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
21	21-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
21	21-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードーフェンス
21	21-4	那覇市字国場703	国場りうぼう駐車場前の植栽
21	21-5	那覇市字国場555	沖縄尚学高校グラウンド前歩道側ガードパイプ
21	21-6	那覇市長田1丁目-13-65	寄宮中学校裏
21	21-7	那覇市長田1-22	長田北児童公園の東側柵(ふく薬局向い)
21	21-8	那覇市字国場878	ライダーショップナカモト裏のガードフェンス
22	22-1	那覇市三原3-14-7	大道保育所跡の塀
22	22-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
22	22-3	那覇市寄宮2-37-12	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ(真和志小裏口向い)
22	22-4	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ
22	22-5	那覇市寄宮3-19-11	寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
22	22-6	那覇市三原3-21-16	ソルイユ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
23	23-1	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横ガードパイプ
23	23-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄整肢療護園横ガードパイプ
23	23-3	那覇市寄宮1-2-1	那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
23	23-4	那覇市寄宮1-1	那覇市民会館横の与儀公園内柵
23	23-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
23	23-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス(神原中向い)
23	23-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ(那覇署向い)
24	24-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
24	24-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
24	24-3	那覇市字与儀373-8	山城歯科医院前植栽
24	24-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校正門左横金網フェンス
24	24-5	那覇市字与儀364-3	ローソン那覇与儀店近く植栽
24	24-6	那覇市字与儀41	城間宅前ガードレール
24	24-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
24	24-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
25	25-1	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校東側ガードパイプ
25	25-2	那覇市字古波蔵1丁目3番1号	大嶺ハイツ前ガードパイプ
25	25-3	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵(稲国アパート隣)
25	25-4	那覇市古波蔵4-11-1	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
25	25-5	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
25	25-6	那覇市古波蔵3-7-25	マイシンビル前ガードパイプ
25	25-7	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵
25	25-8	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
26	26-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
26	26-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス
26	26-3	那覇市字安謝1-22-25	安謝東公園フェンス
26	26-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
26	26-5	那覇市字安謝237-13	豊里アパート付近ガードフェンス
26	26-6	那覇市銘苅3-7-3	居酒屋福耳福助向いガードパイプ
26	26-7	那覇市字安謝231	安謝橋バス停後ろ
27	27-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園(くもん教室向かい)
27	27-2	那覇市字天久1196	日琉アパート前ガードレール
27	27-3	那覇市字安謝260	屋宜アパート横駐車場前ガードパイプ
27	27-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス
27	27-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向い)
27	27-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い
27	27-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
27	27-8	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園(沖縄ヤマハ向かいの草地)
28	28-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
28	28-2	那覇市泊3-17-7	ライオンズマンション向かいガードパイプ
28	28-3	那覇市字上之屋411-3	日本航空上之屋社宅前ガードパイプ
28	28-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内フェンス
28	28-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードパイプ
28	28-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ(佐久本宅隣駐車場向い)
28	28-7	那覇市泊2-23-9	田仲珠算塾向かいガードパイプ
28	28-8	那覇市泊1-9-9	末日聖徒イエスキリスト協会前ガードパイプ
29	29-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
29	29-2	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
29	29-3	那覇市字安里411-1	サンハイツ前安里橋の欄干(安里交差点向け右側)
29	29-4	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
29	29-5	那覇市壺屋1-3	元ビガロ壺屋左前の植栽
29	29-6	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵(嘉手納宅向い)
29	29-7	那覇市楚辺1-5-1	桃原司法書士事務所横ガードレール
29	29-8	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
30	30-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
30	30-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンブス館隣バイク駐輪場フェンス
30	30-3	那覇市牧志2-13-2	髙良宅横ガードレール
30	30-4	那覇市安里2-5	安里交差点付近後方の柵
30	30-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
30	30-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
30	30-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
31	31-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横　川沿いガードパイプ
31	31-2	那覇市松尾2-14	松尾公園内　高台歩道柵
31	31-3	那覇市松尾2-3	アーバンヒルズ隣フェンス
31	31-4	那覇市久茂地3丁目29	安木屋向かいガードレール
31	31-5	那覇市松尾2-17-45	開南ハピヒルズ前道路
31	31-6	那覇市旭町	明治橋交差点　川沿いガードパイプ
31	31-7	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール
31	31-8	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス
31	31-9	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横ガードパイプ（市役所向き）
31	31-10	那覇市泉崎1-1-6	開南小学校グラウンドフェンス
32	32-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
32	32-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ・墓・駐車場側植栽
32	32-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小駐車場前植栽
32	32-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール（道路側）

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
32	32-5	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール（歩道側)
32	32-6	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ　国道側
32	32-7	那覇市楚辺2-33	古波蔵交差点前ガードパイプ　旧JA会館側
33	33-1	那覇市壺川3丁目	メルキュールホテル沖縄と那覇中央郵便局の間の歩道植込み
33	33-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
33	33-3	那覇市壺川2丁目	歩道沿い植込み
33	33-4	那覇市壺川1-8-3	郵便逓送(株)向いガードレール
33	33-5	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅A-2棟横くろしお会館斜め向いのガードレール
33	33-6	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟﾚｽ壺川斜め向かい(道路向き)
33	33-7	那覇市壺川3-3-8	那覇中央郵便局裏の歩道
34	34-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽
34	34-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼保園入口向かいの植栽
34	34-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽(メゾン・ポルテ・ボヌール向い)
34	34-4	那覇市天久1-4-1	天久小学校フェンス
34	34-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス(日建学院駐車場向い)
34	34-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵(契約駐車場向い)
34	34-7	天久1-25-39	天久プリン山公園
35	35-1	那覇市牧志1丁目	ガーブ川沿いガードレール
35	35-2	那覇市前島1-3	那覇小学校裏のフェンス
35	35-3	那覇市前島1-3	那覇小学校運動場フェンス
35	35-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)
35	35-5	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス(58号線向い)
35	35-6	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス(駐車場出入口付近)
35	35-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ケ丘公園出入口付近
35	35-8	那覇市牧志1-6-30	牧志1丁目・緑ケ丘公園外フェンス
36	36-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
36	36-2	那覇市前島3-17	潮渡川沿い一方通行の歩道　転落防止柵
36	36-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
36	36-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校グラウンドフェンス
36	36-5	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
36	36-6	那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス
36	36-7	那覇市松山1-17	松山公園テニスコート近く植栽
37	37-1	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向い)
37	37-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
37	37-3	那覇市若狭2-25	若狭海浜公園トイレ向いの植栽
37	37-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校裏門フェンス
37	37-5	那覇市若狭1-25	波之上写真館ビル駐車場後ろ・旭ケ丘公園内明倫堂近くの植栽
37	37-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇
38	38-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
38	38-2	那覇市西1-20	サンシャイン通りニッポンレンタカー 駐車場付近・タイラビル向かい(ガードパイプ)
38	38-3	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
38	38-4	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
38	38-5	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
38	38-6	那覇市通堂町	明治橋交差点　ガードレール(駐車場側)
38	38-7	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地
39	39-1	那覇市字小禄1102	垣花食堂向いガードパイプ
39	39-2	那覇市奥武山町44-1	奥武山公園駅前バス停　後方の柵
39	39-3	那覇市山下町11-3	垣花小学校体育館側入口のフェンス

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
39	39-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
39	39-5	那覇市奥武山42-1	奥武山公園第2駐車場入口付近フェンス
39	39-6	那覇市奥武山町50-1	沖縄セルラーパーク那覇前ガードパイプ
39	39-7	那覇市鏡原町10-20	居酒屋「七段」向い歩道の落下防止柵
40	40-1	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
40	40-2	那覇市字小禄105	高良宅向いガードレール
40	40-3	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向いガードパイプ
40	40-4	那覇市字田原58	小禄カトリック教会横の緑地帯
40	40-5	那覇市字小禄1180	真境名宅向いガードレール
40	40-6	那覇市字小禄1150番地	小禄小学校正門横柵
41	41-1	那覇市小禄5-17-2	和ウィメンズクリニック裏手入口向いガードレール
41	41-2	那覇市小禄4-17-1	當間宅向い小禄若草公園フェンス
41	41-3	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル前ガードレール
41	41-4	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵)
41	41-5	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
41	41-6	那覇市小禄4-14-1	小禄南小学校駐車場柵
41	41-7	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園柵
41	41-8	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
41	41-9	那覇市小禄2-10-7	ファミールさくらの向かいガードレール
42	42-1	那覇市小禄1-7-2	千鳥公園　ブランコ側の柵
42	42-2	那覇市鏡原町36	漫湖公園(くじら公園)　WC横
42	42-3	那覇市小禄1-32-1	大山方横ガードパイプ
42	42-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵
42	42-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
42	42-6	那覇市鏡原町35-9	ひばり児童公園入口の柵
42	42-7	那覇市鏡原町10-26	漫湖公園(鏡原側)公園側ガードレール
43	43-1	那覇市字宇栄原6-7-23	あさひハウス向かいガードパイプ
43	43-2	那覇市字宇栄原564番1	くまあら公園内　植栽前
43	43-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
43	43-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原団地6棟前柵
43	43-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2前柵
43	43-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
43	43-7	那覇市宇栄原4-16-15	宇栄原団地C-15向いガードパイプ
43	43-8	那覇市字宇栄原	宇栄原中公園柵
43	43-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園フェンス前
44	44-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
44	44-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
44	44-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園柵
44	44-4	那覇市宇栄原1-18-6	メゾンさつき駐車場前ガードパイプ
44	44-5	那覇市宇栄原2-8-32	五月公園柵
44	44-6	那覇市高良3-1-12	ハーゲラ緑地
44	44-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
44	44-8	那覇市宇栄原2-23-1	小禄中学校向いガードレール
45	45-1	那覇市高良1-4	高良公園
45	45-2	那覇市高良2-3-18	小禄農協横落下柵
45	45-3	那覇市高良1-4-43	具志宅前の柵
45	45-4	那覇市高良2-14-22	サンヒルズ高良向い落下柵
45	45-5	那覇市具志2-24	あさがお公園柵

沖縄県議会議員一般選挙　公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場番号	住所	設営場所(詳細)
45	45-6	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵
45	45-7	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
45	45-8	那覇市高良2-5	高前原公園落下柵
46	46-1	那覇市赤嶺2丁目	小禄わかば公園
46	46-2	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
46	46-3	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
46	46-4	那覇市田原3-4-1	田原公園
46	46-5	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
46	46-6	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
46	46-7	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
46	46-8	那覇市金城3-5-1	那覇西高校正門横柵
47	47-1	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の柵
47	47-2	那覇市銘苅2-3-20	銘苅小学校バス停　後ろフェンス
47	47-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス
47	47-4	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場・ｴﾙｶﾞﾃむつみ向いのガードフェンス
47	47-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
47	47-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
47	47-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)
47	47-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地(TUXHair駐車場向い)
48	48-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)
48	48-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(大興新都心マンション向い)
48	48-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(メゾンドールUCHIMA向い)
48	48-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(パークサイドおもろ向いT字路)
48	48-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
48	48-6	那覇市おもろまち3-2-1	Dグラディア天久パークビュー向かい
48	48-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く(ガードパイプ)
48	48-8	那覇市銘苅1-16-5	新都心公園高架橋降り口。コインパーキング向かい
49	49-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏のフェンス
49	49-2	那覇市首里鳥堀町4-29	宜野座宅横の柵
49	49-3	那覇市首里汀良町3-11	上里宅付近ガードパイプ(歩道向き)
49	49-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
49	49-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
49	49-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館前ガードパイプ
49	49-7	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住宅前の柵(浜比嘉アパートB向い)
49	49-8	那覇市首里赤平町2-33	虎瀬公園入口ガードレール(真栄田荘向い)

那覇市選挙管理委員会告示第７号
令　和　２　年　５　月　２８　日
掲　　示　　済

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

１　地方自治法第74条第１項及び同法第75条第１項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第４条第１項及び同法第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数

5,187 人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び同法第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数

43, 224人

３　地方自治法第76条第１項、同法第80条第１項、同法第81条第１項及び同法第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数

86,448 人

那覇市選挙管理委員会告示第８号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

投票所について

令和２年６月７日沖縄県議会議員一般選挙の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

投　票　所　一　覧　表

投票区	投 票 所	投 票 場 所	住　所
1	石嶺小学校	石嶺小学校体育館	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里公民館	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
6	城南小学校	城南小学校地域連携教室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
8	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
9	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比小学校	真嘉比小学校体育館	真嘉比1-17-1
12	牧志駅前ほしぞら公民館	牧志駅前ほしぞら公民館ホール	安里2-1-1
13	沖縄工業高校	沖縄工業高校理科芸術棟(絵画デザイン教室)	松川3-20-1
14	松川小学校	松川小学校ゆいゆいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校	識名小学校玄関広場	識名2-2-1
18	上間小学校	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	仲井真小学校	仲井真小学校体育館	字仲井真173
20	真地小学校	真地小学校体育館	字真地313
21	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	真和志こども園遊戯室	寄宮3-1-1
23	真和志庁舎	真和志庁舎地下コミュニティー会議室	寄宮2-32-1
24	与儀小学校	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校	古蔵中学校体育館	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校	曙小学校ミーティングルーム	曙2-18-1
28	泊こども園	泊こども園講堂	泊2-23-9
29	神原中学校	神原中学校体育館1階武道場	樋川2-8-1
30	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	那覇市役所本庁舎	那覇市役所本庁舎1階市民会議室	泉崎1-1-1
32	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校	天久小学校体育館	天久1-4-1
35	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校	那覇中学校体育館	松山2-24-1

投　票　所　一　覧　表

投票区	投 票 所	投 票 場 所	住　所
37	若狭小学校	若狭小学校C棟多目的ホール(裏門プール側)	若狭2-16-1
38	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校	垣花小学校玄関ホール	山下町17-1
40	小禄小学校	小禄小学校体育館	字小禄1150
41	小禄南小学校	小禄南小学校玄関フロア	小禄4-14-1
42	鏡原中学校	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	小禄支所	小禄支所1階ロビー	宇栄原4-2-2
44	さつき小学校	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	金城小学校	金城小学校体育館	金城4-3-1
47	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ(旧銘苅庁舎)1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	那覇市緑化センターホール	おもろまち3-2-1
49	首里支所	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第９号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	安座間　勉	佐久川　正守
2	城東小学校	宮良　努	仲宗根　司
3	城北小学校	赤嶺　譲	兼島　理
4	大名児童館	中城　盛光	我謝　輝
5	首里公民館	徳永　周作	喜屋武　太一
6	城南小学校	豊里　正章	玉城　亜希巳
7	城西小学校	森根　利之	照屋　宏樹
8	城西小学校	又吉　盛斗	外間　康幸
9	松島中学校	安井　隆二	下地　正将
10	末吉老人福祉センター	池原　哲之	眞榮平　大
11	真嘉比小学校	真境名　元作	我那覇　智
12	牧志駅前ほしぞら公民館	大城　仁志	郷　嵩昂
13	沖縄工業高校	城間　聡	真栄城　敬一
14	松川小学校	大城　義智	松本　頼彦
15	大道小学校	當間　広樹	田場　創
16	石田中学校	山城　忠信	仲宗根　隆成
17	識名小学校	島袋　晃	川上　修広
18	上間小学校	瀬長　正勝	長濱　宗直
19	仲井真小学校	新崎　隆	我那覇　正
20	真地小学校	本永　春樹	東　政範
21	寄宮中学校	久場川　洸	長嶺　伶生
22	真和志こども園	高宮　修一	城間　直樹
23	真和志庁舎	比嘉　拓	金城　江美
24	与儀小学校	伊覇　太	外間　喜伸
25	古蔵中学校	當山　忠彦	玉城　聡洋
26	安謝児童館	元　健二	城間　達
27	曙小学校	平良　広樹	平良　直人
28	泊こども園	徳元　新	比嘉　周作
29	神原中学校	平良　俊弥	小渡　康公
30	壺屋小学校	当真　嗣貴	具志堅　卓史
31	那覇市役所本庁舎	新垣　和彦	池城　安史
32	城岳小学校	常田　智也	牧志　琢磨
33	壺川老人センター	古堅　博己	松田　太一郎
34	天久小学校	又吉　剛	倉成　多郎
35	那覇小学校	真栄里　憲一	與那覇　博訓

1/2

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
36	那覇中学校	上原　堅次郎	砂川　俊悟
37	若狭小学校	佐々木　一肇	玉城　絵里
38	上山中学校	波平　治	金城　邦彦
39	垣花小学校	新垣　威知郎	伊集　守幸
40	小禄小学校	金武　佳之	比嘉　悠人
41	小禄南小学校	栄野元　到	安里　成顕
42	鏡原中学校	城間　賢治	賀数　翔太
43	小禄支所	大嶺　毅	東　伸浩
44	さつき小学校	上原　学	上原　貴子
45	小禄南公民館	上原　立也	宮城　翔
46	金城小学校	親川　純也	嘉陽田　涼太
47	なは市民協働プラザ	宮城　辰哉	中村　昌大
48	緑化センター	松本　悠樹	山田　将人
49	首里支所	大城　宜継	渡慶次　真理

那覇市選挙管理委員会告示第10号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

期日前投票所について

令和２年６月７日執行沖縄県議会議員一般選挙の期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地	設置期間
期日前第１投票所	那覇市役所本庁舎 １階市民会議室	那覇市泉崎１丁目１番１号	令和２年５月30日から令和２年６月６日 午前８時30分から午後８時
期日前第２投票所	首里支所１階会議室	那覇市首里久場川町２丁目18番地９	令和２年６月１日から令和２年６月６日 午前９時から午後６時
期日前第３投票所	真和志庁舎地下会議室	那覇市寄宮２丁目32番１号	
期日前第４投票所	サンエー那覇メインプレイス５階中央出入口	那覇市おもろまち４丁目４番９号	令和２年６月１日から令和２年６月６日 午前10時から午後８時
期日前第５投票所	イオン那覇店５階西エレベーター乗り場	那覇市金城５丁目10番地２	

那覇市選挙管理委員会告示第11号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
選任者については、別紙のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

期日前投票所　投票管理者

本庁１階　　第 1 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	高江洲　義人
6月2日(火)	渡慶次　柴福
6月3日(水)	倉原　英弘
6月4日(木)	高江洲　義人
6月5日(金)	高江洲　義人
6月6日(土)	倉原　英弘

首里支所　　第 2 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	長嶺　香織
6月2日(火)	金武　佳之
6月3日(水)	名嘉　寿夫
6月4日(木)	吉元　睦
6月5日(金)	冨山　嘉貞
6月6日(土)	外間　常治

真和志支所　　第 3 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	田場　創
6月2日(火)	外間　朝史
6月3日(水)	田場　毅
6月4日(木)	幸地　勇人
6月5日(金)	寺前　珠代
6月6日(土)	比嘉　拓

ス　　第 4 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	平良　啓
6月2日(火)	藪内　三千代
6月3日(水)	佐久眞　光一
6月4日(木)	照屋　孝
6月5日(金)	渡名喜　亮
6月6日(土)	金城　勝悟

イオン那覇　　第 5 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	高嶺　英二郎
6月2日(火)	屋比久　誠
6月3日(水)	樋口　麻子
6月4日(木)	諸見里　格
6月5日(金)	我喜屋　綾子
6月6日(土)	嘉数　一代

期日前投票所　職務代理者

本庁１階　　第 1 期日前投票所

投票日	氏名
5月30日(土)	新川　琢也
5月31日(日)	仲地　史彰
6月1日(月)	上原　堅次郎
6月2日(火)	島尻　臣信
6月3日(水)	神谷　真人
6月4日(木)	平良　恒次
6月5日(金)	加藤　和歌子
6月6日(土)	平田　優

首里支所　　第 2 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	中山　敦夫
6月2日(火)	棚原　知之
6月3日(水)	安村　未来
6月4日(木)	池間　孝子
6月5日(金)	上間　秀樹
6月6日(土)	渡口　春菜

真和志支所　　第 3 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	湧田　公二
6月2日(火)	宮里　恵子
6月3日(水)	兼元　健
6月4日(木)	西里　好弘
6月5日(金)	又吉　明彦
6月6日(土)	嘉手苅　周平

真和志支所　　第 3 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	崎　辰子
6月2日(火)	比嘉　義太
6月3日(水)	島袋　昇
6月4日(木)	花城　均
6月5日(金)	奥平　結
6月6日(土)	外間　捷己

イオン那覇　　第 5 期日前投票所

投票日	氏名
6月1日(月)	漢那　武也
6月2日(火)	東　政範
6月3日(水)	新垣　ひとみ
6月4日(木)	仲間　悠美
6月5日(金)	渡久山　和史
6月6日(土)	福里　勇太

那覇市選挙管理委員会告示第 12 号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における氏名等の掲示（投票所氏名掲示）の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

記

１　日　時　　令和２年５月 29 日（金）　午後５時

２　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　　那覇市役所本庁舎 12 階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第13号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

開票会の場所及び日時について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

記

１　場　所　　那覇市字識名1227番地
　　那覇市民体育館　メインアリーナ

２　日　時　　令和２年６月７日（日）　午後９時10分

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

那覇市選挙管理委員会告示第14号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

沖縄県議会議員選挙

開票区名	開票管理者		同職務代理者	
	氏　名	住　所	氏　名	住　所
那覇市	日高　清義		高里　良樹	

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号
令　和　２　年　５　月　２９　日
掲　　示　　済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙において、開票立会人として届出のあった者が 10 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が３人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

記

１　場　所　　那覇市泉崎１丁目１番１号
　　那覇市役所本庁舎 12 階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

２　日　時　　令和２年６月４日（木）　　午後５時

那覇市選挙管理委員会告示第16号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

投票管理者の氏名等の変更について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における投票区の投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

投票管理者

投票区		第６投票区
投票所		城南小学校
旧	氏名	豊里　正章
	住所	
新	氏名	池原　正直
	住所	

那覇市選挙管理委員会告示第17号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

期日前投票所における職務代理者の氏名等の変更について

令和２年６月７日執行の沖縄県議会議員一般選挙における期日前投票所の職務代理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

１　投票所　第１投票所

２　変更する者

（変更前）

日付	氏名	住所
６月１日	上原　堅次郎	

（変更後）

日付	氏名	住所
６月１日	下地　可苗	

那覇市選挙管理委員会告示第 18 号
令　和　２　年　６　月　１　日
掲　　示　　済

那覇市選挙管理委員会
委員長　松 田　義 之

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

１　地方自治法第74条第１項及び同法第75条第１項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第４条第１項及び同法第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数

5,185人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び同法第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数

43,206人

３　地方自治法第76条第１項、同法第80条第１項、同法第81条第１項及び同法第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数

86,412 人